

【参考資料】 積算条件等明示書

入札契約過程における透明性および公平性を確保するため、参考までに積算条件を示すものであり、契約の履行を拘束するものではない。
従って、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

事業番号	令和8年度 第3号	事業名	保育事業 杉地区	施工位置	犬上郡多賀町杉
適用基準等					
単価適用基準日	令和 8 年 7 月 15 日	歩掛適用基準日	令和 8 年 7 月 15 日		
諸経費適用基準日	令和 8 年 7 月 15 日	適用単価地区	湖東地区		
諸経費					
主 事 業	森林整備B		施工地域補正	市街地以外かつ一般交通影響なし	
前払金支出割合	35%～40%以下		契約保証補正	補正なし	
週休2日補正	完全週休2日		現場環境改善費（率計上）	しない	
その他積算条件等					
◎ 事業費を算出するにあたり使用した単価・歩掛 ○ 令和7年版 治山林道必携（積算・施工編） ○ 治山・林道事業 資材・伐採集積単価表（令和8年5月1日） ◎ 見積単価等に関して ○ 本事業に使用している見積単価等は、金抜き設計書に添付している「見積単価一覧表」のとおりです。 ○ 【P96006】くわんたいⅡ裾止め杭は、令和4年度同地の植栽で用いたものを再利用するため、単価を0円とする。 ◎ 積算条件に関して ○ T単－1号[苗木運搬]の歩掛は、令和7年度治山林道必携【上巻】P.1002 5-1-3 植栽（C）に基づき、(2)施工歩掛の小運搬－苗木、区分－小苗木－0.5m以下、100本あたり普通作業員0.2人を採用している。 ○ T単－2号[幼齡樹保護カバー設置]の歩掛は、令和7年度治山林道必携【上巻】P.1016 5-1-12（参考歩掛）獣害対策に基づき、(2)施工歩掛②食害保護資材設置、100本あたり普通作業員1.17人を採用している。					